



親の会だより

第84号平成28年6月 発行

東大阪市手をつなぐ親の会
(年 3回)

(題字 吉岡名誉顧問)

<総会をおえて>

会長 坂本 ヒロ子

平成28年度の総会を5月31日野田東大阪市長をはじめ、ご来賓の方にご臨席いただき開催することができました。

今年は最初に全員で熊本地震でお亡くなりになられた皆様への黙とうから始まりました。お悔やみ申し上げます。

ご来賓の野田義和東大阪市長は、花園ラグビー場で2019年ワールドカップ開催、2021年ワールドマスターズ(スポーツ大会)開催が予定されており、これから活躍の場となります。ぜひ障害のある人達にも楽しく使っていただけたら嬉しいと挨拶されました。

平田信之福祉部長からは、熊本地震の手伝いに病院、消防、福祉部の職員が行っていることの報告、今年4月から障害者差別解消法が施行されましたが、東大阪市において作成した『相談対応ガイドライン』に力添えいただいていたことへの感謝のことば、そして菱江に建設中の平成29年4月開設の新障害児者支援拠点施設の設備、機能等概要について説明がありました。

東大阪市手をつなぐ親の会の平成28年は

- ① 東日本震災の教訓が熊本地震で生かされなかったことから改めて、東大阪市における災害支援対策について『しゃべりま専科!』等で今一度検証していきたいと思ひます。
- ② 障害者特性の理解・啓発・合理的配慮の好事例を集める等をして、この4月に施行された“障害者差別解消法”を起動に乗せ、だれにもやさしい共生社会を目指していきたいと思ひます。
- ③ 昨年に引き続き、全国手をつなぐ育成会連合会発の『知ってほしい・知っておきたい—知的障害と「警察」』を活用して地域の警察、派出所へ知的障害者理解を

求めていきたいと思ひます。

- ④ 東大阪市手をつなぐ親の会は、来年50周年を迎えます。記念行事を行うためのプロジェクトを立ち上げ、準備を進めていきます。
- ⑤ この総会で「東大阪市手をつなぐ親の会」から「東大阪市手をつなぐ育成会」への名称変更の議案も可決承認されましたので、来年4月からの変更に向け手続きを進めていきたいと思ひます。

総会でご質問、ご意見をうかがいましたが、地域での高齢化する知的障害者の安心・安全な生活が可能となるよう、これからも活動していきたいと思ひます。

東大阪市重度障害児者入院時コミュニケーション支援事業

報告者 坂田 さち子(第二東福保護者)

国において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が5月に公布され、平成30年4月より施行されます。その中に、「重度訪問介護の訪問先の拡大」が認められ、居宅だけでなく医療機関においても重度訪問介護の利用が可能になります。

四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある最重度の障害者が医療機関に入院した時には、重度訪問介護の支援が受けられなくなります。そのため、利用者に合った支援が受けられないため、体調が悪化したり、強い不安や恐怖で混乱(パニック)を起こし自傷行為に至ってしまうケースが指摘されていました。そこで、最重度の障害者(障害支援区分6)で重度訪問介護を利用している方は、入院中でもヘルパーを引き続き利用し、そのニーズを的確に医療機関に伝達する等の支援を行うことができるようになります。

それより先に、東大阪市においては、意思の疎通が困難な障害児者が医療機関に入院した場合に、障害児者と医療機関従事者との意思の疎通を支援する「コミュニケーション支援員」を派遣する「東大阪市重度障害児者入院時コミュニケーション支援事業」が平成28年4月より実施されました。

(1)対象者(次の要件をすべて満たす方)

- ①市内に在住されている方(療養介護、施設入所支援を利用していない方)
- ②居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、移動支援のいずれかを利用されている方
- ③障害支援区分認定調査項目6「認知機能」群のうち、「コミュニケーション」の項目による調査結果が「日常生活に支障がない」以外である方又は「説明の理解」の項目による調査結果が「理解できる」以外である方又はこれらと同等の状態にある方

※ 18歳未満の方については、保護者が医療機関従事者と適切な意思疎通をとることが困難と認められる場合のみ、対象となります。

(2)事業内容

- ①入院時の説明または聴き取り

- ② 入院時の医療機関従事者に対する対象者の意思疎通の方法等の周知
- ③ 入院中の医療機関従事者による治療計画および入院計画の説明
- ④ 入院中の診察、処置、投薬、検査および療養の説明
- ⑤ 入院中の医療費制度および福祉保健制度の説明
- ⑥ 入院中の退院後の治療および療養の説明
- ⑦ 入院を必要とする手術の前後の説明
- ⑧ その他入院生活を送る上で必要な医療機関関係者との意思疎通の支援

※ 意思疎通以外の介護等は含まれません。(トイレ介助、食事介助他)

※ 精神科への入院やリハビリ、訓練目的の入院は対象外となります。

(3) 利用時間の上限

1回の入院につき50時間(ただし、1日の上限は5時間)

実施要綱の必要な項目の部分のみお知らせしますが、詳しくは青山会のハッピークラブ又は東大阪市福祉部障害者支援室にお問い合わせ下さい。

しゃべりま専科！

地域で安心して暮らすために

“しゃべりま専科”

昨年度の“しゃべりま専科”では、全国手をつなぐ育成会連合会で作成した『知ってほしい・知っておきたい 知的障害と「警察」-』を使って 警察に「知ってほしい」こと、親として「知っておきたい」ことを学習し、みんなでおしゃべりし合いました。また、親の会として地域の警察、派出所にも持参し、啓発活動を進めてきました。

以前に比べ障害者理解が進んできたと思われる一方で、世間は過剰になり知的障がいの人々の行動が「犯罪では？」と疑われることがあります。『警察に通報された』、『取り調べを受けた』、『逮捕の連絡を受けた』時、私たち親はどうしたらいいのでしょうか。このことは、しゃべりま専科の中で出された課題でした。

6月14日に大阪手をつなぐ育成会の研修会で、『地域で安心して暮らすために』と題して、杉山真千子中央支援センター所長のお話を聞く機会がありました。

杉山所長は、長年の経験から知的障害者の地域生活でのトラブルの具体例、逮捕されたらどのような過程をたどるのか、検察庁での可視化、再犯防止のための再犯防止対策室が設置され、十分ではないが支援計画を立てる取り組みが進められているなどを話されました。

杉山所長は、検察庁での適正な取り調べのため、取り調べ中のDVDを通して障害者の特性を踏まえて、取り調べの際に注意すべきことを検察庁に対して助言されています。

そして、家族・支援者ができること、することとして次のようなことを示唆して下さいました。

* 警察に逮捕されたと連絡を受けたら *

- 1、日中活動先・相談支援員などと連絡を取り合う。
- 2、事情を聞きに2名以上（1名ではいくことのないように）で警察署に行く。担当者の名前を確認する。
- 3、事情を聞くと共に、障害特性やコミュニケーション方法を伝える。（警察官や検事は取り調べのプロではあるが、知的障害者対応のプロではない）
- 4、勾留が続くなら連絡を取って弁護士に相談する。（大阪弁護士会の当番弁護士制度による無料相談もある）
- 5、勾留されたら、弁護人と協働して本人を支援するために必要な情報を提供します。
 - ・国選弁護人（無料）が選任された場合は、その弁護人を確認する。
 - ・私選で弁護人を依頼することもできます。弁護人を依頼するときはお金がかかります。

私選の弁護士協会のひとつ『ひまわり』があります。（親の会の研修にも来ていただいています。知的障害に対応できる弁護士さんがいるとのことです。また『ぜんち共済』の総合保険には、相談から解決までサポートする権利擁護費用（法律相談費用、弁護士委任費用、接見費用）保障が保険内容として組み込まれています。

警察に通報された・連れて行かれたと聞くだけで、うろたえてしまいがちですが、まず落ち着くこと、ひとりでは対応しないこと、日中活動の事業所に相談すること、本人の障害の特性をきちんと伝えること（事情をよく聞かない中で、この子はそんなことをする子ではありませんと言うと、逆に見てないのにわかりますかと言われてしまうようです。ひと呼吸して事情を聞くこと）が大切だと学びました。

見守るひと、関わるひと、相談できるひとを増やすことが、何より大切だと感じました。これからも“しゃべりま専科！”を通して考えていきましょう。

「南あわじで新玉ねぎ掘りを体験しよう！！」

レク部会 役員

5月14日、淡路島へ新玉ねぎ掘りに行ってきました。希望者があまりにも多く、東大阪市社会福祉協議会の福祉バス担当の方に、無理をお願いして大型バスに変更していただき48名全員参加できました。バスは東支所前、元市民会館前と定刻に出発したのですが、事故渋滞に遭遇し道の駅うずしおでの昼食に時間があまり取れませんでした。それでも、今が旬の日しらす丼、タコの天ぷら、淡路牛、淡路バーガーなどを食べ、レストランテラスから鳴門の渦潮を見て、淡路牧場へ向かいました。一面玉ねぎ畑で感動しました。その畝間が竹棒で、一人分ずつ仕切られていて、それを掘るのですが、大きいのがあったり、小さいのがあったり親子共ににぎやかに作業しました。帰りもまた、事故渋滞に巻き込まれましたが、運転手さんの機転で別ルートで無事に帰ってきました。また、来年も企画してほしいとの声を多く聞きました。